

旧消防本部・新発田消防署
廃棄物収集運搬処分業務委託仕様書

1 委託場所

新発田市新栄町1丁目8番31号
消防本部・新発田消防署（旧施設）

2 委託期間

契約締結日から令和8年7月31日まで

3 業務内容

施設内に残存する一般廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、関連法令の規定に基づき、収集運搬及び処分を適切に行う。

4 その他

- (1) 業務については、周辺環境へ影響を及ぼさないよう配慮し、安全かつ円滑に業務を実施すること。
- (2) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）対象品目は、各法に基づき適正に処理すること。
- (3) 業務終了後、発注者と現地確認し承諾を受けた後、速やかに完了報告書を作成し、提出すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、協議の上決定するものとする。
- (5) 入札（見積）額の算出にあたり、委託場所の現地確認を希望する場合は、入札公告に記載の方法で現地確認申請を行うこと。